

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社西土佐建設	代表者氏名	浜田 兆城
主たる営業所の所在地	高知県四万十市西土佐用井 8 1 5		
許可番号	高知県知事許可 (般・特)第 1569 号	許可を受けている 建設業の種類	土 建 と 管 ほ 園 水

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 26 年 6 月 5 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容			
建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。			
(1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
(2) 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。			
(3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。			
2 前項各号について講じた措置(同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
株式会社西土佐建設及び同社の従業員は、法定の除外事由がないのに、平成 25 年 9 月 7 日頃、四万十市西土佐藤ノ川の市道藤ノ川線防災・安全社会資本整備交付金工事(四万十市発注)の工事現場において、高さ約 27.8 メートルの地山の掘削の作業を行う仕事を開始するに当たり、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに所轄四万十労働基準監督署長に届け出なかったものである。			
この事実に対し両名は、平成 26 年 3 月 19 日付けで中村簡易裁判所から労働安全衛生法違反でそれぞれ罰金 10 万円の略式命令を受け、平成 26 年 4 月 5 日にその刑が確定している。			
その他参考となる事項	-		